

## 那覇地方裁判所委員会（第21回）議事概要

### 1 開催日時

平成25年11月25日（月）午後2時から午後4時まで

### 2 場所

那覇地方裁判所大会議室

### 3 出席者（委員は五十音順）

（委員）大城真也，高麗□彦（委員長），鈴木博，鈴木嶋晋一，高良鉄美，船越三樹，松永勝利，森本忠昭

（参列者）事務局長，事務局次長，民事首席書記官

（庶務）総務課長，総務課課長補佐，広報係長，広報係

### 4 議事

#### 委員長選任

高麗□彦委員を委員長に選出

#### 委員長代理の指名

鈴木博委員を委員長代理に指名

#### 意見交換（テーマ：専門的知見の活用等について）

意見交換に先立ち，高津佐那覇地方裁判所民事首席書記官より裁判所における「専門的知見の活用等」について，鈴木委員（那覇地方裁判所民事第1部部総括裁判官）より「専門委員を活用した訴訟手続の実例」について説明した。

（「専門的知見の活用等について」の説明事項）

- ・専門的に知見を必要とする主な事件（建築関係，医療関係，知的財産関係等）
- ・医事関係訴訟の新受件数と平均審理期間
- ・専門訴訟事件の事件数
- ・鑑定手続とその問題点
- ・専門委員制度

- ・ 専門委員の関与した事件数，関与率
- ・ 建築関係訴訟の種類，審理の流れ，特徴及び関与する専門委員の数

### 【意見交換】

- ：最初に建築関係訴訟について意見交換を行います。建築関係訴訟についてご意見等はございませんか。
- ：建築関係訴訟の専門委員が，裁判当事者の業者と仕事上の付き合いが深かったり密接な関係にある等，利害関係が懸念されることがあると思いますが，その辺りはどのように把握されていますか。
- ：専門委員をお願いする際に，そのような関係にないことを確認しています。
- ：建築には設計と設計監理という業務があり，例えば，配筋等を施工する場合には必ず設計監理側がチェックすることになってはいますが，設計士同士の争いといえますか，設計監理側の怠慢があったというケースはありますか。
- ：工務店が当事者になっていたケースで，建築士である社長が設計から監理まで何から何まで自分でやっていた，施工に問題があったという事案がありました。
- ：専門委員と業者との対立などもあるのでしょうか。
- ：専門委員と業者側の緊張関係が高まるということは経験がありません。裁判所で専門委員として選ばれている方々は，みなさん信頼されているという認識です。
- ：専門委員の選任に当たってはリストがあるのですか。
- ：リストがあります。また，個別の事件で誰を選任するかということについては，なるべく一人の人に偏らないよう負担の度合いや，土木，設計，構造計算等などの分野の専門委員がこの訴訟に適切なのかということを考えています。
- ：那覇地裁では建築関係の委員が12名任命されているとのことですが，人選はどのようにして行っているのですか。一本釣り等もあるのですか。
- ：専門委員の任命は，専門委員を医事関係，建築関係，知的財産権関係，その

他の4つに分類し、各分野の専門知識を有する方が所属する医師会、建築士協会等から推薦していただき、経験年数等を考慮の上、欠格事由（禁固以上の刑に処せられた者、公務員として懲戒処分を受けた日から2年を経過しない者等）を調査した上で、最終的に最高裁判所において専門委員候補者として任命されます。

- ：専門委員には定員がありますか。
- ：定員はありませんが、事件数に応じてある程度の必要数を確保しておくことになります。
- ：沖縄の建築関係事件で専門委員の関与が多いというのは、建物に問題が多いということでしょうか。
- ：沖縄だから建築関係訴訟が多いとは感じませんが、コンクリートの建物が多いということもあって瑕疵を主張されることが多いのかもしれませんが。
- ：以前は、多少瑕疵があってもあまり文句は言わないという気質といますか、業者側も施主側も「この程度でいいかな」というような感じがあったのかもしれませんが、今はそうでもないということでしょうか。
- ：沖縄でも段々と世知辛くなっていると思いますか、そのようなこともあるのかなと思います。私も平成13年から沖縄で4年間勤務したことがありますが、その当時と比べても、いろいろな面で大分変っているように感じます。
- ：民事調停を経て訴訟になった事件と、いきなり通常訴訟になった事件との比率等はどうですか。
- ：比率はわかりませんが、調停を経ている事件もあるように思います。
- ：弁護士として調停にするか訴訟にするかを決める場合は、どの方法が解決に向いているのかを考えます。話し合いで決着がつきそうになく訴訟しかないという場合もありますし、話し合いは行っているが、細かな点で食い違いがある等、調停委員を交えて解決が望めそうであれば調停を申し立てることもあるとは思いますが、一般的には建築関係では調停よりも訴訟を起こすほうが多いと

思います。

- ：専門訴訟の中で、医事関係、知的財産権関係を含め全般的に時間がかかるといっていますが、建築関係はどうですか。
- ：知的財産関係は東京地裁や大阪地裁等、専門的に対応している裁判所もありますので比較的早いと思いますが、医療関係と建築関係では建築関係の方が早いと思います。通常訴訟と同じように1年以内に解決するものもあります。ただ、瑕疵が多くなると、瑕疵一つ一つについて本来の施工方法の確認や補修方法、費用等を確認していかなければならないため時間がかかります。瑕疵の質、数、量が訴訟の進行に大きく影響します。
- ：専門的な知識が必要な事件では、やはり専門家に意見を伺うことができますので、頼もしい制度だと感じます。
- ：専門委員は建物を見て直ちに「違法建築」と判断できることがあります。我々が見ても何が違法建築かわかりませんが、その場で理解できるので非常にわかりやすいと思います。
- ：専門委員がついていてよかったと思う事例として、建物に不具合がたくさんあり、その全てが瑕疵なのではないかと思ったことについて、専門委員にいろいろと説明してもらったり、解決方法をアドバイスをしてもらって、ある程度納得して解決したことがありました。
- ：それでは、事前に松永委員から提出いただいた「沖縄にも医療集中部のような専門部をおくことは考えているか」というご質問について鈴木委員から回答をお願いします。
- ：医療集中部又は医療専門部は専門的訴訟を適正迅速に解決していくため事件数の多い大規模庁に設置されており、現在は、東京、大阪、千葉、横浜、さいたま、名古屋、福岡、札幌の各地裁に設置されているようであり、大量の事件を処理することによって、そのノウハウを蓄積しています。ただ、医療の専門的知識や医師の資格を持っている裁判官がいるわけではありません。我々と同

じように各裁判所から普通に転勤してくる裁判官や、裁判官になって2～3年の若い判事補もいますので、その点は誤解のないようにお願いします。

那覇地裁では、医療関係事件が年間6～8件程度しかありませんので、専門部を置くということにはならないと思います。

●：専門委員が関与している事件について、和解で終了するものと判決に至るものとの比率はどのようになっていますか。また、建築関係と医療関係ではどうですか。

○：比率はわかりませんが、建築関係事件は和解で終局することが多いと思います。前任庁でも建築関係事件を10件程度担当しましたが、判決に至ったものは1件で、あとは和解で終局しました。

医療関係事件の場合も、鑑定が終わった段階でその結果を踏まえ、和解になることが多いのではないかと思います。

●：事務局で数値的なものがわかりますか。

○：平成16年から平成25年9月末までの間的那覇地裁における建築訴訟の既済総数に占める和解率は46パーセントです。なお、全国では39パーセントです。和解で終局する件数が、全体の約半数程度を占めているということが言えると思います。

○：数値の取り方にもよると思いますが、実感としてはもう少し高いように思います。

●：法科大学院ができて、医師免許も持った人が法曹になるということもあろうかと思いますが、例えば原告側の代理人が相当程度医学的な知識を持っているなど、その辺りで何か変わってきていることがありますか。

○：被告代理人にそのような弁護士が付いていることはあります。以前は医療訴訟を経験したことの無い弁護士が手探りでやっていたので、過失の内容を特定するのに半年から1年近くかかってしまうということがありました。感情に任せて訴えているということで、ことごとく敗訴するという時代がありまし

た。今は、医療関係事件専門の弁護士は、大学の医学部の講義を聴講する等よく勉強されていて、証拠を揃えること等についても非常に迅速になっていると聞いています。

- ：感情に任せていたケースでも、具体的に過失を指摘するような訴状であったならば勝訴していたのではないかとということもありますか。
- ：経験したことがないのでわかりませんが、きちんとした主張ができないということ自体が、裏を返せば根拠が薄いのではないかとということも言えると思います。
- ：医療関係事件で亡くなられている場合、直接確認することができない状況の中で、双方の言い分を裁いていく難しさというのがありますか。
- ：医療関係訴訟は難しいです。ただ、鑑定書やいろいろな文献を一つ一つつなぎ合わせていけば理解はできるものだと思っています。同じような事案であれば、問題点や見通し等はわかってきます。ただ、カルテを理解するのは非常に難しく、現在は電子カルテになっていて日本語で書かれています。以前のカルテに訳文をつけてもらう方が見やすいこともあります。電子カルテは整然と並んでいるように見えるのですが、時系列の確認等で戸惑うこともあります。現在は、被告側から、どのような医療経過があったのか、どのような処置がされたのかを記載した医療経過一覧表が提出され、それを原告がチェックして、お互い争いのない形で裁判を進めることができるようになっており、ノウハウを蓄積している成果が表れていると思います。
- ：専門委員を任命する時点及び個々の事件で選任する時点で、能力や公平性についてどのような配慮をされていますか。
- ：任命する段階では、建築士協会等の団体において適任の方を推薦していただいているものと思います。
- ：個々の事件で選任する際は、当該事件に適切な方を選ぶということと、委員の繁忙度を考慮しています。公平性を欠くような事例は経験したことがありま

せん。

- ：裁判所で、専門委員を集めた協議会等は開催していますか。
- ：全ての専門委員が対象ではありませんが、年に1回、意見交換会や協議会という形で、その時々の問題点について裁判官及び書記官との意見交換を行っています。
- ：裁判所としては、任命後も適宜意見交換を行って裁判所との意思疎通を図ったり問題点の検討を行っているということです。
- ：問題があれば、その都度いろいろと検討して対応しているという理解でよろしいでしょうか。
- ：そのとおりです。
- ：医療関係事件で、大学病院が訴えられた場合は、当該病院と関係のない専門委員を選ぶなどの配慮がされていますか。
- ：その点が医療関係事件で専門委員が活用されない理由の一つでもあります。過失を問われている医師の出身大学等を全て除外することになりますので選任が大変です。また、鑑定を行う場合でも、沖縄の場合、県内だけだと厳しいので、九州や東京、大阪の鑑定人をお願いすることもあります。それなりの方に鑑定書を依頼するという事になれば、これを探すのは容易なことではなく、医療関係事件が時間がかかるというのは、このような面もあると思います。

□ **次回期日・テーマの確認**

期 日 平成26年6月16日（月）午後2時

テーマ 法教育と広報